

傍 聴 要 領

令和5年度第1回愛媛県犯罪被害者等支援推進会議
(事務局:愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課)

1 受付手続

会議の傍聴の許可を受けた方(5名以内)は、7月21日(金)10時20分までに、会場の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局職員の指示に従って会議の会場に入室してください。

なお、受付は、会議開始時刻をもって終了しますのでご注意ください。

2 遵守事項

会議を傍聴する方は、次の事項を遵守してください。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) みだりに出入りしないこと。
- (3) 会場における言論等に対し、威圧的行為をし、或いは拍手その他の方法により公然と賛否を表明する等、委員の自由な討論に影響を与えるおそれのある行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、事務局職員から注意をし、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。